

「モビリティカーボンニュートラル（MCN）推進パートナー」

事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

近年、数十年に1度と表現されるような大雨や命にかかわるような酷暑など、地球の気候は大きく変動しており、それらは人為的に排出される温室効果ガス（主に二酸化炭素（CO₂））が大きく関係していると言われています。

そのような状況を踏まえ、国は2030年度において対2013年度比で温室効果ガスを46%削減し、2050年度にはカーボンニュートラルを実現する目標を定めています。

本市においても2050年のカーボンニュートラルを実現するため、地球温暖化対策推進法に基づき策定した、小松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により、地球温暖化対策としての様々な施策や事業を計画し、実施しているところです。

特にモビリティの分野においては、国において2021年1月の施政方針演説で2035年までに新車販売で電動車100%を実現する目標が表明されたほか、国際的には2023年12月のCOP28（国連気候変動枠組み条約第28回締約国会議）においてZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）の導入促進が成果文書に盛り込まれるなどの状況にあり、本市としてもモビリティ分野におけるカーボンニュートラル推進に向けて、より効果的で実効性の高い取り組みを進めて行く必要があります。

一方で、そのための施策を企画し、実施していくうえでは本市が有する知見やノウハウだけでは十分と言えず、民間事業者の知見やノウハウの提供を受けながら、官民連携して取り組んでいくことが不可欠です。

そこで、モビリティ分野におけるカーボンニュートラルの実現に向けた各種

施策をより効果的かつ実効性の高いものとするため、本市と共同で別紙の事業主旨及び事業フレーム（別紙１）を踏まえて各種施策を立案し、推進する「モビリティカーボンニュートラル（MCN）推進パートナー」（以下「パートナー事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定しようとするものです。

なお、本件募集は本市と共同で各種施策を立案し、及び関係事業者との調整を通じて各種施策を推進するためのパートナー事業者を選定するものではありませんものの、パートナー事業者選定の過程又はその後の本市との協議で提案のあった事業提案の採択を保証し、又はパートナー事業者が各種施策の契約相手方となることを保証するものではありません。

２．パートナー事業者の要件等

募集するパートナー事業者に求める要件等は次のとおりです。

- (1) モビリティに関する幅広い知見を有し、ZEVの導入促進に関する部署を有していること。
- (2) モビリティに関する幅広い分野の民間事業者と意見交換や協議できる関係性を有しており、協力関係を構築できること。
- (3) 本市の区域内に事業所等を有する事業者と協業できる関係性を有していること。
- (4) 特定の車種又はメーカーに限定される施策立案に繋がる恐れが無いこと（特定の事業者のみが生産等をしているものを除く。）。
- (5) 応募事業者の業種は問わないこと。ただし、国内に本拠を有すること。
- (6) 単独又は複数事業者の共同提案の別は問わないこと。

３．パートナー事業者が行う業務及び役割等

パートナー事業者が行う業務及び役割等は次のとおりです。

- (1) 本市と共同でモビリティ分野におけるカーボンニュートラルを推進するための各種施策を立案し、及び関係事業者との調整を行うこと。
- (2) 各種取組に関する情報発信や啓発を行うこと。(シティプロモーションに関することを含む。)
- (3) 知見の共有及び人材交流を進めること。(人材交流に関しては本市及びパートナー事業者双方が合意できた内容に限る。)
- (4) 前各号に記載するもののほか、カーボンニュートラル全般の推進並びにモビリティ分野全般に係る企画立案等を行うこと。

4. 選定方法

競争性、公平性、透明性を確保するとともに、本事業を進めるにあたり、能力や資質を総合的に判断し、より優れた事業者と連携し事業を推進するため、公募型プロポーザル方式を採用します。

なお、公募型プロポーザル方式によりパートナー事業者を決定したのちに、改めて事業者と細部協議のうえ、協定又は契約(以下「協定等」と記載します。)を締結するものとします。

5. 費用負担

パートナー事業者として実施する業務等に係る経費は無償とします。

ただし、各種立案により実施することとなった事業について、市が契約当事者となるもの、その他施策遂行上必要であると本市が認めたものに要する経費については原則本市が負担します。

6. 優先的地位の不付与

本市は、パートナー事業者からの施策立案その他の提案について、公募型プ

ロポーザル審査を経て公正に選定された事業者からの提案であることに鑑み、誠意をもって対応するものとします。ただし、パートナー事業者の選定によっても、本市が他の事業者からモビリティ分野におけるカーボンニュートラルの実現に向けた各種施策又はカーボンニュートラル全般に関する施策の提案を受け、又は実施することを妨げないものとします。

また、パートナー事業者からの施策立案により各種事業を実施する場合であっても、当該事業を市が契約当事者として実施するものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、小松市財務規則（昭和58年小松市規則第12号）その他の公契約に関する手続規定に則って公正に契約相手方を定めるものとし、パートナー事業者であることのみをもって契約上の優先的地位を付与するものではありません。

7. 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格制限に該当しない者であること。
- (2) 公募型プロポーザル実施要領公表の日から協定等締結までの間において、指名停止の措置を小松市から受けている者でないこと。また、受けることが明らかである者でないこと。
- (3) 市税、法人税（個人にあっては所得税）、消費税及び地方消費税に未納がない者であること（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続き開始の申し立て（旧会社更生法（昭和27年法律172号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に、基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。ただし、開始決定後、再審査による国の認定を受けたものは除く。

(5) 次に掲げる項目に該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者。

エ 役員等（本プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人。

オ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人。

8. パートナー期間

協定等締結から1年以上の期間において、本市及びパートナー事業者との協議により定めることとします。

9. 応募等のスケジュール（予定）

令和6年1月18日（木） 公募開始

令和6年1月31日（水） 質問受付締切

令和6年2月7日（水） 質問回答（予定）

令和6年2月9日（金） 参加申込書提出締切【参加資格確認通知発出（市）】

令和6年2月22日（木） 提案書等の提出締切

令和6年3月上旬 プレゼンテーション・ヒアリング審査

令和6年3月中旬 選定結果通知・公表

令和6年3月下旬 パートナー協定（契約）締結

10. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（別紙２）により電子メールで提出してください。なお、電子メール送信後、必ず、電話により電子メールの送達確認を行ってください。電話等による口頭及び、来庁による書面提出による質問は受け付けませんのでご注意ください。

(2) 提出期限

令和６年１月31日（水） 午後５時まで（必着）

(3) 提出先

小松市 経済環境部 環境推進課

電子メールアドレス：eco@city.komatsu.lg.jp

受信確認連絡先 0761-24-8069

(4) 回答方法

質問の内容及びその回答を、令和６年２月７日（水）までに市ホームページに掲載します。

(5) 留意事項

質問の内容には、質問者が特定できる内容を記載しないでください。質問については申し込み方法、企画提案書の記載方法等に関するものとし、審査（評価）に関する質問は受け付けません。

11. 応募の手続き

(1) 提出書類

事業提案を行おうとする者は、次に掲げる書類の原本を１部提出してください。ただし、イに掲げる書類については、原本１部、副本７部を提出して

ください。なお、副本については会社名等を特定できるものは表示しないでください。

ア 参加申込書（原本 1 部）様式 1

イ 事業提案書（原本 1 部 副本 7 部）別紙 3 参照

ウ 誓約書（原本 1 部）様式 2

エ 会社概要（原本 1 部）

オ 令和 5 年度小松市競争入札参加資格者名簿に登録のない場合にあっては、次に掲げる書類を提出してください。

- ① 法人の場合にあっては直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が小松市に存する場合に限る。））及び国税（法人税及び消費税）の納税証明書（写し可）、個人の場合にあっては直近年度の市町村税及び国税（所得税及び消費税）の納税証明書（写し可）
- ② 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

(2) 提出期限及び時間

ア 参加申込書 令和 6 年 2 月 9 日（金） 午後 5 時まで

イ 事業提案書等 令和 6 年 2 月 22 日（木） 午後 5 時まで

※ 郵送の場合は書留郵便とし、上記期日を必着としてください。

(3) 提出先

〒 9 2 3 - 8 6 5 0

石川県小松市小馬出町 9 1 番地（小松市役所 2 階）

小松市 経済環境部 環境推進課

電 話： 0 7 6 1 - 2 4 - 8 0 6 9

12. 企画提案書作成方法

様式及びページ数は問いませんが、「モビリティカーボンニュートラル(MCN)

推進パートナー」事業者選定事業提案書作成要項（別紙３）を参照し、作成してください。

13. 審査方法

本要領等に基づき提出された事業提案書等について、学識経験者等及び小松市職員で構成する審査委員会で次のとおり審査します。

(1) 審査方法

書面及びプレゼンテーション審査により行います。

(2) プレゼンテーション予定日

令和６年３月上旬（別途、詳細日程を案内します。）

(3) 審査委員会

学識経験者等を含めて５人程度

(4) 会場等

審査会場は、小松市役所会議室（石川県小松市小馬出町９１番地）を予定しています。詳細な実施日時は、事業提案書を提出した者に対して別途通知します。なお、出席者は３名以内とし、あらかじめ提出した事業提案書をもとに説明するものとします。

新たな説明資料の配布は認めませんが、プレゼンテーションソフト等によるスクリーン投影による説明は認めます。

パソコン、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意しますので、スクリーン投影を希望する参加者はあらかじめお申し出ください。ただし、バージョンの不一致等により正常に投影できないおそれがある場合は、パソコンを持参いただく場合があります。

(5) 審査時間配分

入室・準備 ３分 以内

プレゼン 20分 以内

質疑応答 10分 以内

片付・退室 2分 以内

(6) 審査基準

別表1の審査項目及び評価基準により審査を実施します。

事業者の選定については、審査委員の平均点数が最も高く、かつ平均点数が最低基準点より高い事業者を選定するものとします。なお、最低基準点は120点とし、すべての応募者が最低基準点に満たない場合は該当者なしとします。

(7) その他

ア プレゼンテーションにおいて、会社名がわかる口頭での説明や、画面上での会社名等の記載は行わないでください。

イ 応募者が多数の場合（概ね4者以上）は、別表2の評価基準に基づき、一次書類選考を行う場合があります。

ウ プレゼンテーションは、事業提案書に沿って説明を行ってください。

エ 審査の対象事業者は、上記7の要件を満たし、かつ、11.(2)の提出期限までに提出書類を提出した事業者であって、本市が応募資格を確認したものに限りま。なお、応募資格の確認結果は、応募者全てに対して別途「応募資格審査結果通知書」により通知します。

14. 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての応募者に文書にて通知します。

(2) 通知予定日

令和6年3月中旬

15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこの手続における審査以外には利用しません。ただし、小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）に基づき情報公開の請求があった場合において、同条例に規定する非開示情報（機密情報等）に該当しないものは提出した者の意向に関わらず、開示される場合があります。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 事業提案書の提出は、1者（複数事業者の共同での応募の場合は複数事業者を1者とする）につき1提案とします。

16. その他

(1) 言語及び通貨単位

この手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。緊急やむを得ない理由等により、本件募集の手続を実施することができないと本市が判断したときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合であっても、本件募集の手続に要した費用を本市に請求することはできないものとします。

(3) 辞退の場合

企画提案書等の提出後、都合により辞退することになった場合は、速やかにその旨を記載した書面（様式3）を担当部署宛てに提出してください。

(4) 失格事項

応募者が、次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 応募資格要件を満たしていない場合（後に判明した場合を含む。）

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示した、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

(5) 提案者は、本件募集に係る手続後において、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

(6) 本市が提供する資料は、この公募型プロポーザルに係る検討以外で使用しないでください。

17. 問い合わせ先（担当部署）

〒923-8650

石川県小松市小馬出町91番地

小松市 経済環境部 環境推進課 高見

電話 0761-24-8069

FAX 0761-23-6404

電子メール eco@city.komatsu.lg.jp

(別表1) 審査の評価基準

審査項目		評価基準	配点
(1) 基本事項評価（書類審査）	事業スキーム及び制度の理解度及び知識	・本市の事業スキームの目的、内容を的確に理解しているか。 ・カーボンニュートラル推進における ZEV の有用性について、十分な知識と考え方を有しているか。	20 点
	事業提案書の内容と構成	・分かりやすい表現で体系的に整理されているか。 ・有効な検討内容かつ納得できる思考の流れとなっているか。	
(2) 基本事項評価（プレゼンテーション）	プレゼンテーション能力	・発表や質問に対する回答は、要点を押さえたわかりやすいものであるか。	10 点
(3) 実施体制・能力評価	人員体制及び実施能力	・提案事業の実施に必要な人員体制及び実施能力等が確保されているか。	40 点
	他の事業者との協力関係	・モビリティに関する幅広い分野の民間事業者と意見交換や協議できる関係性を有しており、協力関係を構築できる見込みがあるか。	
(4) 内容評価	提案内容の優位性、独自性及び実現可能性	・提案内容は、提案者の強みを活かし、独自性があり、かつ、実現可能性が高いものであるか。	100 点
	モビリティ分野におけるカーボンニュートラル実現への寄与	・提案内容はモビリティ分野におけるカーボンニュートラルの推進に寄与すると考えられるか。	
	提案者の役割の明確化	・提案者の役割が明確になっているか。 ・提案者と市との役割分担が明確となっているか。 ・提案者和其他の事業者との連携した取り組みを提案している場合、提案者和其他の事業者との役割分担が明確になっているか。	
	地方創生への貢献と持続可能性	・本市の地域特性や地域課題を十分理解した上で、本市の魅力と質を向上させる提案になっているか。 ・持続可能性の高い提案内容となっているか。	
	地元事業者との協調性	・本市の区域内に事業所等を有する事業者と協力して取り組む提案が含まれているか。もしくはその可能性を有しているか。	
(5) 加点点評価	提案内容の先進性及び熟度並びに提案者の他市等での取組事例等	・本市の地域特性を活かした、全国を代表するモデル性、先駆性、発信性の高い提案となっているか。 ・熟度の高い提案内容となっているか。 ・その他評価すべき内容があるか。	30 点
合 計			200 点

(別表 2) 一次書類選考の評価基準

審査項目		評価基準	配点
(1) 基本事項評価 (書類審査)	事業スキーム及び制度の理解度及び知識	・本市の事業スキームの目的，内容を的確に理解しているか。 ・カーボンニュートラル推進における ZEV の有用性について，十分な知識と考え方を有しているか。	30 点
	事業提案書の内容と構成	・分かりやすい表現で体系的に整理されているか。 ・有効な検討内容かつ納得できる思考の流れとなっているか。	10 点
(3) 実施体制・能力	人員体制及び実施能力	・提案事業の実施に必要な人員体制及び実施能力等が確保されているか。	20 点
	他の事業者との協力関係	・モビリティに関する幅広い分野の民間事業者と意見交換や協議できる関係性を有しており，協力関係を構築できる見込みがあるか。	
(4) 提案内容評価	提案内容の優位性，独自性及び実現可能性	・提案内容は，提案者の強みを活かし，独自性があり，かつ，実現可能性が高いものであるか。	30 点
	モビリティ分野におけるカーボンニュートラル実現への寄与	・提案内容はモビリティ分野におけるカーボンニュートラルの推進に寄与すると考えられるか。	10 点
合 計			100 点